

# 認定こども園 西鈴蘭台頌栄保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設等の概要

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| ・施設の種別         | 幼保連携型認定こども園               |
| ・運営法人の名称       | 社会福祉法人 頌栄会                |
| ・施設の名称         | 認定こども園西鈴蘭台頌栄保育園           |
| ・施設の所在地        | 神戸市北区南五葉2丁目3番11号          |
| ・施設の電話番号、FAX番号 | 078-592-4105 FAX 595-8061 |
| ・電子メール         | nishi-shoei@eos.ocn.ne.jp |
| ・施設の管理者の職名及び氏名 | 園長 稲付 容子                  |
| ・認可日           | 2020年4月1日                 |
| ・確認予定日         | 2020年4月1日                 |

## 2 教育・保育等の内容、施設の詳細

- ・施設の開所時間 午前7時～午後7時
- ・施設の利用定員 1号6人、2号70人、3号50人
- ・(頌栄会の保育理念)  
キリスト教の精神に基づき、神さまの愛のまなざしの中で、一人ひとりのいのちを輝かせる保育を行う
- ・(保育目標)
  - 愛着の形成を基に、自分も隣人も愛する子ども
  - 心と身体がしなやかで、のびのびと自己表現できる子ども
  - よく見るよく聴くよく考える、人と共に生きる工夫ができる子ども
- ・(保育方針)
  - 子どもの人権と尊厳を守り、一人ひとりかけがえのない存在としての自己肯定感を育む。
  - 自分で選び遊び込むことによって、生きる力の基礎である心の根っこを育む。
  - 目に見えないものを信じ、大切に作る心を育む。
  - 違いを認め合い、人とのつながりを喜ぶ心を育む。
  - 自然と環境、生活と食文化の中で豊かな感性を育む
- ・教育・保育の内容  
幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて立案された当こども園の全体計画をもとに、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

• 延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

• 食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。食は大切な味覚教育、食育と位置づけています。昼食及び午後のおやつを提供します。（乳児についてはこれに加え午前中に1回提供し、幼児についても朝、牛乳を提供します。）

延長保育児については軽食を提供します。

※離乳食、アレルギー食にも対応いたします。

• その他保育に係る行事等

4月 進級礼拝 入園式

7月 なつまつり

9月 グランパ・グランマのつどい

10月 うんどうかい 5歳児キャンプ

11月 幼児クラス遠足 点火祭

12月 もちつき クリスマス会

2月 節分 おはなしあそびの会

3月 ひなまつり 修了礼拝 卒園式

※お誕生日会を毎月行っています。

※保育参加・個別懇談（一人につき年1回）

※家庭訪問（新入園児のみ）

• 教育・保育を提供する日

（1号認定こども）

月曜日から金曜日まで。ただし以下の場合には休園日とし、特定教育・保育を提供しないものとします。

祝祭日

夏季休業（7月25日頃～8月31日頃）

冬季休業（12月25日頃～1月6日頃）

春季休業（3月25日頃～4月5日頃）

\*上記休業中も希望者には預り保育を実施します。

（2・3号認定こども）

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）、祝祭日を除く。

※台風等で神戸市から特別警報や避難情報（避難勧告、避難指示、避難準備、高齢者避難開始）が発表された場合は、休園となります。

• 教育・保育を提供する時間

(1号認定こども)

原則 9:00~13:00 (但し教育充実費をもって 16:00 まで保育をします)

(2・3号認定こども)

保育標準時間認定

7時00分から18時00分の範囲内で、保育を必要とする時間

保育短時間認定

8時30分から16時30分の範囲内で、保育を必要とする時間

• 居室面積、園舎面積、園庭面積等

敷地 面積 1212.8㎡

建物 鉄筋コンクリート2階建て

延べ床 723.9㎡

乳児室・ほふく室 2室 100.2㎡

保育室 4室 319.5㎡

遊戯室 1室 73.5㎡

その他、調理室、図書コーナー

設備 冷暖房(乳児保育室・ランチルーム床暖房)

園庭 627.69㎡

### 3 職員の体制

• 職種別の職員の数(資格保有者の数)

園長 常勤 1人(幼稚園1種免許・保育士資格・保育活動専門員・保育  
カウンセラー)

主幹保育教諭 常勤 2人(幼稚園免許・保育士資格) 1名幼稚園1種免許

保育教諭 常勤 12人(幼稚園免許・保育士資格) 5名幼稚園1免許

非常勤 5人

保育補助 非常勤 2人

調理員 常勤 4人(管理栄養士1名 栄養士1名 調理師1人)

非常勤 1人(栄養士)

事務 常勤 1人(幼稚園1種免許・保育士資格)

法人事務 常勤 1人(幼稚園1種免許・保育士資格)

• 職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯

①7:00~15:30、②7:30~16:00、③8:00~16:30、④9:00~17:00、

⑤9:00~17:30 ⑥9:30~18:00、⑦10:00~18:30、⑧10:00~19:00

• 職員の経験年数

園長の経験年数 18年9か月

保育教諭の平均経験年数 5年

## 4 利用料等

- 利用者負担額  
支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。  
(神戸市在住者は別紙参照)
- その他の費用  
延長保育料・預かり保育料について、別紙のとおり徴収を行います。
- 支払方法  
口座振替払い(三井住友銀行鈴蘭台支店より 毎月27日に引き落とし)  
\*引き落としができなかった場合は、5日以内に園に現金で納めて頂きます。

## 5 契約の解除

園児が小学校に就学する時は卒園するものとします。下記の場合、教育・保育の提供を終了し、退園とします。

- 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- 保育認定こどもに該当しなくなったとき
- 利用者負担額およびその他の費用を3か月以上滞納し、督促に応じなかったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 6 学校医

- 学校医 河崎 洋子・西村 美緒(にこにこハウス医療福祉センター)  
TEL: 743-2525
- 学校歯科医 井尻 利枝子(井尻歯科クリニック)  
TEL: 593-8866
- 学校薬剤師 山本 直美(三鈴薬局) TEL: 593-7321

## 7 健康診断の実施

- 内科健診  
全年齢対象に年2回実施(5月と11月)
- 歯科健診  
全年齢対象年1回(6月)、4・5歳児のみ年2回実施(12月)
- 眼科健診、耳鼻科健診  
年1回実施(眼科2月 4・5歳児のみ 耳鼻科2月 4・5歳児と必要な乳児)
- 尿検査  
年1回実施(6月)
- 身体測定  
身長・体重の測定は毎月、胸囲の測定は年2回行います。結果については「身体測定カード」に記載します。

## 8 要望・苦情・相談の受付

### ・相談窓口

担当者 主幹教諭 檜原 祐子  
責任者 園長 稲付 容子  
連絡先等 TEL:592-4105

### ・第三者委員

頌栄会監事 牧田 稔 TEL:691-0838  
頌栄会監事 山ノ井 景子 TEL:262-1150

※直接、苦情を申し立てることができます。連絡先は、事務所前に掲示しています。

## 9 利用者に対する保険

保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付

※保育園の管理下の事由によるもので

保険の内容	死亡	28,000,000 円（上限）
	障害	820,000~37,700,000 円
	負傷	療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの

### ○全私保連の保育園賠償保険

全私保連の保育園児団体障害保健にも加入しています。（東京海上日動火災保険株式会社）

※災害の範囲給付金額の制限あり

## 10 非常災害時の対策

避難・消火訓練 月1回実施  
災害時の避難場所 神戸市立北五葉小学校  
緊急連絡先（緊急用電話） 090-6601-4105（西鈴蘭台頌栄保育園 携帯）

## 11 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

## 12 送迎時の駐車について

送迎時に自家用車を利用される場合は、当園が契約している駐車場か公共の駐車場を利用してください。車両情報等を提出していただきます。園の周辺には駐車されないようお願いします。

## 別表

### 1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
スポーツ振興センター共済保険掛金	傷害保険に係る費用	年額 240円
2号認定子どもに係る主食費及び副食費（月～金）	2号認定子どもに係る食事の提供費用	主食費 1,500円 副食費 4,500円 合計月額 6,000円
2号認定子どもに係る土曜日等昼食代	2号認定子どもに係る食事 おやつ食事提供（登園児のみ）	日額 250円
1号認定に係る昼食費	1号認定子どもに係る食事の提供費用 （主食費・副食費・おやつ代）	月額 6,000円 概ね19日～24日分
2号認定子どもの教育充実費（5歳児）	5歳児の行事等に係る費用 （竹馬・野外活動バス代・キャンプ代等）	月額 1,500円
1号認定子どもに係る教育充実費	1号認定子どもの保育時間は1日4時間が標準です。本園では2号認定子どもと共に過ごす時間を大切にしたいと思っていますので、標準時間を9:00～16:00の7時間に設定します。規定以上の職員が必要となりますので、その費用に充てさせていただきます。	月額 3歳児 2,000円 4歳児 3,000円 5歳児 4,000円 （8月は徴収しません）
絵本代	園児の絵本に係る費用	月額420円
駐車場代	駐車場利用に係る費用 （保育園契約の駐車場を利用される世帯のみ）	月額（上限）2,000円 （変動する場合あり）
ICカード（登降園カード）	2枚目以降及び紛失、破損の場合	1枚450円
1号認定こどもに係る預り保育料	8:30～9:00 16:00～17:00	月額 30分毎2,000円 日額 30分毎200円
1号認定こどもに係る長期休暇中の預かり保育料	9:00～16:00	日額 2,000円 （昼食、おやつ代込み）

※徴収費用は三井住友銀行の口座振替となります。毎月27日が引き落とし日ですので、残高にご注意下さい。（27日が土日祝の場合は翌営業日）振替ができなかった場合は5日以内に事務所にお持ち下さい。3か月滞納の場合は退園となります。

※日常の写真は“Photo Reco”（チャイルド社）、行事の写真はスクールフォト（上村写真館）のネット販売となります。

※その他、行事にかかる費用については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収することがあります。

\*給食費は、世帯の取得状況等により免除となる場合があります。

## 2 延長保育に係る利用者負担（2・3号認定こども）

神戸市の定める額の範囲内で定めます。

延長月極め保育料30分	延長保育に係る費用	月額 2,500円
延長月極め保育料1時間	延長保育に係る費用	月額 4,500円
延長日割り保育料	延長保育に係る費用	日額 30分につき200円
標準時間内延長保育料	延長保育に係る費用	月額 各階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額

※延長保育は19:00までです。過ぎた場合は500円をいただきます。

別紙の通り、重要事項説明を受け、同意致します。

2020年 月 日

(説明者)

認定こども園 西鈴蘭台頌栄保育園 園長 稲付 容子

(説明を受けた保護者)

住 所

氏 名

印

児童との続柄

児童氏名